

# 中間期開示項目一覧

(各項目の右に掲載ページを記載しております。)

## 銀行法施行規則

### 〈単体情報〉

1.銀行の概況・組織に関する事項	
(1) 大株主	35
2.銀行の主要な業務に関する事項	
(1) 直近の中間事業年度における事業の概況	3
(2) 直近3中間事業年度及び2事業年度における主要業務指標	4
(主要業務状況の指標)	
ア、業務粗利益・業務粗利益率・業務純益・実質業務純益・コア業務純益・コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	19
イ、国内・国際業務部門別の資金運用収支、役務取引等収支、その他業務収支	19
ウ、国内・国際業務部門別の資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘	19,20,22
エ、国内・国際業務部門別の受取利息、支払利息の増減	21
オ、総資産経常利益率・資本経常利益率	22
カ、総資産中間純利益率・資本中間純利益率	22
(預金関係指標)	
ア、国内・国際業務部門別流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	23
イ、固定金利定期預金、変動金利定期預金、その他の区分ごとの定期預金の残存期間別残高	23
(貸出金等関係指標)	
ア、国内・国際業務部門別手形貸付・証書貸付、当座貸越、割引手形の平均残高	24
イ、固定・変動金利別貸出金残存期間別残高	24
ウ、担保種類別の貸出金残高及び支払承諾見返額	25
エ、使途別貸出金残高	25
オ、業種別貸出金残高及び貸出金総額に占める割合	25
カ、中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金総額に占める割合	26
キ、特定海外債権残高5%以上の国別残高	26
ク、国内・国際業務部門別預貸率の中間期末値及び期中平均値	24
(有価証券関係指標)	
ア、商品有価証券の種類別平均残高	29
イ、有価証券の種類別の残存期間別残高	28
ウ、国内・国際業務部門別有価証券の種類別平均残高	28
エ、国内・国際業務部門別預証率の中間期末値及び期中平均値	29
(信託業務関係指標)	
ア、信託財産残高表	27
イ、金銭信託等の受託残高	27
ウ、元本補填契約のある信託の種類別の受託残高	27
エ、信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	27
オ、金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高	※
カ、金銭信託等に係る貸出金の科目別の残高	※
キ、金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高	※
ク、担保の種類別の金銭信託等に係る貸出金残高	※
ケ、使途別の金銭信託等に係る貸出金残高	※
コ、業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	※
サ、中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	※
シ、金銭信託等に係る有価証券の種類別の残高	※

### 3.銀行の業務運営に関する事項

(1) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	1～2
4.銀行の直近2中間事業年度における財産の状況	
(1) 中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書	15～17
(2) 貸出金のうち次の額及び合計額	26
ア、破綻先債権	
イ、延滞債権	
ウ、3ヶ月以上延滞債権	
エ、貸出条件緩和債権	
(3) 元本補填契約のある信託に係る貸出金のうちリスク管理債権に該当するものの額並びにその合計額	※
(4) 自己資本充実の状況	36～53
(5) 流動性に係る経営の健全性の状況	※
(6) 次の取得価額又は契約価額、時価、評価損益	
ア、有価証券	30,31
イ、金銭の信託	31
ウ、デリバティブ取引	32～34
(7) 貸倒引当金の中間期末残高、期中増減額	26
(8) 貸出金償却額	26
(9) 金融商品取引法による中間貸借対照表等に関する監査証明の旨	15
(10) 単体自己資本比率算定に関する外部監査の旨	※

### 〈連結情報〉

1.銀行・子会社等の主要業務に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	3
(2) 直近3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要業務状況指標	4
2.銀行・子会社等の直近2中間連結会計年度における財産の状況	
(1) 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書	5～7
(2) 貸出金のうち次の額及び合計額	26
ア、破綻先債権	
イ、延滞債権	
ウ、3ヶ月以上延滞債権	
エ、貸出条件緩和債権	
(3) 自己資本充実の状況	36～53
(4) 流動性に係る経営の健全性の状況	※
(5) セグメント情報	14
(6) 金融商品取引法による中間連結貸借対照表等に関する監査証明の旨	5
(7) 連結自己資本比率算定に関する外部監査の旨	※

## 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律

### 1.資産査定の公表

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	26
(2) 危険債権	26
(3) 要管理債権	26
(4) 正常債権	26

※ 当行は該当ありません。